| | | Dil | 2 22 | |
|---------|---|--------------------|---|-----|
| (略) (略) | 主要な業務の状況 一 保険種目の区分ごとの受再正味保険料の額及 「び元受正味保険料の額」 「び元受正味保険料の額」 「び元受正味保険料の額」 「び元受正味保険料の額」 「び元受正味保険料の額」 「び元受正味保険料の額」 「び元受正味保険料の額」 「び元受正味保険料の額」 「び元受正味保険料の額」 「び元受正味保険料の額」 | | 2 (略) (業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等) (業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等) (業務及び財産の状況に関する説明書類に記載する事項等) | 改正案 |
| (略) | 主要な業務の状況 | 別表(第五十九条の二 | 2 (略) 第五十九条の二 法第第五十九条の二 法第一・二(略) 一・二(略) 一・二(略) 一・二(略) 一・二(略) 二 一 「「る事項」 「「る事項」 「「る事項」 「「る事項」 「「の二事業」 「「の本」 「「の本」 「「の本」 「「の本」 「は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、 | |
| (略) | (新設) 「保険種目の区分ごとの正味支払保険金の額 「保険種目の区分ごとの解約返戻金の額及び保 「解り受利益の額 「保険種目の区分ごとの解約返戻金の額及び保 「解験種目の区分ごとの正味収入保険料の額及 | 第一項第三号八関係(損害保険会社)) | 事業年度における業務の状況を示す指標として別表に堪主要な業務に関する次に掲げる事項注要な業務に関する次に掲げる事項で定めるものは、第百十一条第一項に規定する内閣府令で定めるものはの状況に関する説明書類に記載する事項等) | 現行 |